

岩手県内関係町村下水道事業等
公営企業会計システム構築業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月
プロポーザル実行委員会

岩手県内関係町村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、岩手県内関係町村※（以下「発注者」という。）が、それぞれ所管する公共下水道事業、集落排水事業、簡易水道事業（以下「下水道事業等」という。）の公営企業会計への適用にあたり、必要となる地方公営企業法に基づく公営企業会計システム（以下「会計システム」という。）の構築に向け、その契約の相手方となる候補者（以下「優先交渉権者」という。）を公募型プロポーザル方式で特定するために、必要な事項を定めるものとする。

※関係町村

洋野町、岩泉町、九戸村、野田村、田野畑村

2 業務仕様

(1) 業務名

本業務は以下の事業名称ごとに、各発注者と委託契約を締結し、実施するものである。

洋野町下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託

岩泉町公共下水道事業公営企業会計システム構築業務委託

九戸村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託

野田村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託

田野畑村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託

(2) 業務内容

地方公営企業法に基づく、下水道事業等の公営企業会計システムを構築するもの。

(3) 契約期間

会計システム構築

契約締結日から令和6年3月31日まで

参考会計システム運用保守等

令和6年4月1日から5カ年を予定

※ 令和6年度以降の会計システム運用保守等については、別途契約を締結する見込み。

(4) 業務規模

各発注者の業務規模（消費税を含む）は以下のとおりを想定している。

ただし、この金額は各発注者の契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の概ねの規模を示すものであるが、提案見積の金額はこれを超えないこと。

ア 会計システム構築費用（消費税込み）

洋野町 20,400,000 円

岩泉町 18,000,000 円

九戸村 14,212,000 円

野田村 25,000,000 円

田野畑村 25,000,000 円

なお、各年度における支払限度額は、各発注者との協議により定める。

参考 会計システム運用保守等費用

未定（別途契約することを見込んでいる）。

(5) 仕様等

別添 岩手県内関係町村公営企業会計システム構築業務委託業務仕様書のとおり

3 参加資格要件

(1) 個人又は法人は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 本業務の実施について、各発注者の要求に応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

ウ 平成28年度から令和2年度までに元請として、下水道事業等(流域下水道、公共下水道、集落排水事業)及び水道事業(上水道、簡易水道事業)の公営企業会計システムを新規に構築した実績を有していること(共同企業体としての実績を含む。)。なお、「新規」の取扱いについては、既存システムからの新システムへの移行も含むこととする。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

オ 参加資格確認申請書等の提出の日から優先交渉権者を特定するまでの期間に、全ての発注者の指名停止措置等を受けていないこと。

カ 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

キ 本件プロポーザルに関して(2)に定める共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体は、次に掲げる要件を満たす2者又は3者の構成員からなる任意の団体であること。

ア 構成員間で次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を定めた協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 共同企業体の代表者の名称、権限

- (オ) 各構成員の出資比率
- (カ) 構成員の責任
- (キ) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置
- (ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ケ) 共同企業体が解散した後の瑕疵担保責任
- (コ) その他必要な事項

イ 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 構成員のいずれかが(1)ウに掲げる要件を満たしていること。

エ 各構成員が(1)イ及びエからカまでに掲げる要件を満たしていること。

オ 本件プロポーザルに関して各構成員が他の共同企業体の構成員となっていないこと。

4 公募型プロポーザルの手続等に関する事項

- (1) 提出先及び問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県県土整備部下水環境課下水事業担当

TEL : 019-629-5897 FAX : 019-629-9130 E-mail : AG0008@pref.iwate.jp

- (2) プロポーザルに係る説明会の開催

説明会は開催しない。

- (3) 実施要領等に関する質問は【様式第1号】「岩手県内関係町村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和3年7月16日(金)～令和3年7月27日(火)午後5時まで

イ 受付場所 4(1)に同じ

ウ 提出方法 電子メール又はFAX

エ 回答方法及び期日

全ての質問事項と回答事項を取りまとめて、令和3年8月3日(火)までに岩手県公式ホームページ上に掲載する。

- (4) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を4(1)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

ア 参加資格確認申請書類(提出部数：各1部)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・【様式第2号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書 ・【様式第3号】共同企業体協定書(共同体で参加する場合のみ) ・【様式第4号】共同企業体の概要(共同体で参加する場合のみ) ・【様式第5号】導入実績等調書 ・【様式第6号】受付票 |
|--|

イ 提出期限：令和3年8月4日(水)【必着】

(ア) 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に4(1)の提出先に直接提出のこと。

(イ) 郵送の場合は、期日までに4(1)の提出先に必着のこと。

- (ウ) 共同企業体協定書（様式第3号）の作成が期日までに間に合わない場合は、予定している共同企業体の概要（様式第4号）を期日までに提出し、令和3年8月12日（木）午後5時までに共同企業体協定書を提出すること。
- (エ) 提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加できないものとする。
- (オ) 参加資格を確認した結果、有資格者数がヒアリング参加者枠を超える場合には、導入実績の書類選考により参加者を制限することがある。
- (カ) 参加資格の確認結果は、令和3年8月18日（水）に文書で通知する。

(キ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った提案を無効とすることがある。

ウ プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加を辞退する場合は、【様式7-1】又は【様式7-2】公募型プロポーザル参加辞退届を4(1)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期限 令和3年8月25日（水）午後5時まで

(イ) 提出場所 4(1)に同じ

(ウ) 提出方法 持参による

イ 説明を求められたときは、令和3年9月1日（水）までに説明を求めた者に対し郵送により書面でその理由を回答する。

(6) 技術提案書等の提出

参加資格確認申請書類を提出し、参加資格がある旨の通知を受けた者（以下「参加者」という。）は、下記提出期限までに技術提案書類を4(1)の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

ア 技術提案書類（提出部数：紙媒体正副各2部、電子媒体（CD-R）1部）

- ・【様式第8号】提案書
- ・【任意様式】技術提案書及び機能要件適合表（技術提案書作成要領様式第1号）及び帳票要件適合表（技術提案書作成要領様式第2号）
技術提案書の作成については、技術提案書作成要領によるものとする。
- ・【様式第9号】参考見積書
会計システム構築費用と会計システム運用保守等費用については、別々に見積もること。
また、会計システム構築費用は2(4)に定める各発注者の業務規模を超えないこと。
なお、会計システム運用保守費用は予算額が未定であるが、令和6年度以降の費用として5ヶ年度分を見積もること。
各参考見積には、内訳表を添付すること（様式任意）

イ 提出期限：令和3年9月8日（水）【必着】

- (ア) 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に4(1)の提出先に直接提出のこと。
 - (イ) 郵送の場合は、封筒に「技術提案書等」在中の旨を朱書きして、4(1)の提出先に必着のこと。
 - (ウ) 提出期限までに提出しない者は、プロポーザルに参加できないものとする。
 - (エ) 一度提出した技術提案書類は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
- (7) 技術提案審査委員会の設置
- 優先交渉権者候補者を特定するため、発注者及び外部有識者等で構成する「岩手県内関係町村公営企業会計システム構築業務委託技術提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- (8) ヒアリングの開催
- ア 審査委員会において、提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、ヒアリングを実施する。
- イ ヒアリングの順番は、4(6)の提案書が提出された時に、参加者にランダムな数字を記載したくじを引かせて決定することとし、全ての参加者がくじを引いた後、もっとも数字の小さいものから順にヒアリングを行うものとする。
- なお、提案書を郵送した場合にあっては、当該プロポーザルに関係ない職員に立ち合わせて、プロポーザル担当職員にくじを引かせる。
- ウ ヒアリングは、令和3年9月22日(水)に岩手県盛岡市内での開催を予定している。詳細な日時及び場所については、決定次第、速やかに参加者に文書で通知する。
- エ ヒアリングの時間は、1提案60分(技術提案書の説明におよそ25分、審査委員会からの質疑応答におよそ25分、準備後片付けにおよそ10分)とする。
- オ プロジェクター、スクリーンは事務局で用意するが、パソコン等については参加者で用意すること。
- カ ヒアリングは非公開により行う。
- キ 感染症防止対策の観点等からヒアリングを実施しない場合があること。
- (9) 技術提案の無効
- 4(4)イにより参加資格が認められなかった者の技術提案及び下記のいずれかに該当する技術提案は、無効とする。
- ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)、第95条(錯誤)又は第709条(不法行為)に該当する提案
- イ 誤字・脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他本実施要領に定めるプロポーザルに関する条件に違反した提案

5 優先交渉権者の特定方法等に関する事項

- (1) 特定方法
- 審査委員会において、提案書を「技術提案書評価基準」に基づき評価し、優先交渉権者候補者を特定する。なお、審査委員会による評価は、非公開により行う。
- (2) 選考結果の通知

選考結果は、審査委員会の審査結果を踏まえて、各発注者において、優先交渉権者を決定したのち、各発注者から全てのヒアリング参加者に対し、文書で通知する。なお、審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じない。

6 契約に関する事項

- (1) 見積書の徴収
優先交渉権者には、改めて見積書の提出を求める。したがって、技術提案で提出の参考見積書の額は、原則として契約額とならないこと。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約保証金
各発注者の会計規則等に基づき判断する。
- (4) その他
その他の契約に関する事項は、各発注者との契約交渉による。

7 公式なプロポーザル実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に技術提案書類を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、技術提案審査の前に、他の参加者に対して技術提案書類を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

- (1) 参加者が本件プロポーザルに要した費用は、参加者が負担するものとする。
- (2) 技術提案書類に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (3) 本業務の目的達成のため、採用された技術提案について修正を依頼することがあること。また、不採用になった技術提案は参加者に帰属するものであるが、提出書類は返却しない。